

2022年度法人本部事業総括

法人の理念 清水あすなる福祉会のめざすもの

- 一、すべての子ども、障害のある人、高齢者が健康で文化的な生活がおくれるよう、地域の人々と力を合わせて、地域福祉の充実と向上に努め、施設として可能な限り必要な支援を行います。
- 二、子供たちが集団の中で、一人ひとりが大切にされ、高齢者や障害のある人も一人の人格として尊重される施設運営を目指し、常に努力します。
- 三、利用者・職員・地域住民・関係者の協力を基礎に健全な財政の確立に努め、一人ひとりの意見を大切にす民主的な運営・経営を行います。
- 四、公的な責任と共同の力で、だれもが、必要なときにいつでも利用できる福祉施設の実現を目指し、広範な人々と協力します。

一年間を通して

収束が見通せないコロナ禍の元での一年間でしたが、三施設ともよく耐え忍んだ一年間でした。各施設共通していたのは利用者の利便性の確保と感染症拡大防止という相反する課題と向き合いながらの運営でした。理事会が直接施設運営に関わるものではありませんが次々と展開する状況の報告を受けながら状況を見守って来た一年間でした。

法人本部理事会・評議員体制について

年間計画に沿った理事会・評議員会の運営を行ってきました。

コロナ感染症の状況によってはリモート会議の開催も検討しなければと考えていましたが、幸いそこまでの状況には至らず、リアルでの会議開催が行われたことは何よりでした。

理事会開催通知も『緊急時法人本部連絡網』整備によりメール一斉配信が前進しました。

法人事務局体制について

法人本部事務局は22年度も3名で担ってきました。施設長との合同の打ち合わせ会議は月一回定例として適切に開催されてきました。ただ、今年度はコロナ禍での施設対応に追われて出席できない施設長がいたり、変則的な会議開催もありましたがこれはやむを得なかったことと認識しています。

理事会の具体的取組課題

基本的課題

基本的な責任は施設運営が理念に反していないかのチェックと経営の継続性についての確認。これらは理事会での報告・討議を中心として適切に行われてきたと認識しています。三施設の経理データについてのとりまとめが早くなり、報告が適切に実施されるようになったことは評価できると思います。

情報発信について

社会福祉情報の発信と施設間情報の共有という目的に基づいて定期発行を継続できました。課題としては、発行はしたもののどれだけの方々に読まれているのかが十分に把握出来ず、編集委員会の独りよがりになってはいなかという疑念がのこる事です。

読んだ方々の意見や感想を聞き取り、実効性のある法人便りの編集・発行を継続出来るかが検討課題です。

各施設は様々な媒体を用いながら施設情報の発信を心がけていますが施設間での取り組みのばらつきもあり、改善点は多々ありますがまず情報を発信するという点での前進は見られません。

危機管理

コロナ禍の蔓延と9月の水害というまさに危機管理能力を試される状況が続きました。危機管理委員会はこのような状況下で都合8回の委員会を開催し、諸課題に積極的に取り組んできました。コロナ・水害に対応する取り組みでは三施設へのアンケート実施によると対応状況や課題の把握に務めたほか、2月から3月にかけては危機管理委員による三施設訪問で懇談を行い聞き取りを行いました。

また、取り組みの中で三施設の就業規則に同一事案についての記述や規則の内容にばらつきのあることが判明し、23年度に理事会において就業規則の再点検を実施する方針のきっかけとなりました。

また、22年4月に三施設での「ハラスメントは絶対に許しません」宣言を実効性あるものとするための理事会としての役割を明確にし、これも23年度の理事会活動方針に組み込まれることとなりました。

地域懇談会について

11月に開催はされましたが、コロナ禍の元での開催という制約もさることながら会議開催の目的が曖昧になってきていました。懇談会そのものは施設職員や利用者、その家族などの発言もあり、意義そのものがなくなるという状況では有りませんでした。22年度の懇談会の反省を踏まえて23年度は改めて懇談会の目的をはっきりさせ、参加範囲も明確にして取りくむ事につながりました。

職員研修について

法人として行う研修は法人の歴史やその目的、社会福祉法人のありかたなど、直接職務を遂行してゆく上での知識教育ではありませんが、終了後に寄せられる受講者の感想文などによっても目的はある程度達成されているものと思われます。

この研修は今後も継続して記載されることを期待します。ただ、社会福祉政策が様々な形に変化する状況下において一般論としての社会福祉政策論だけで無く現実に行われている政策についての理事会の見方なども紹介する必要があるのではないかと考えています。

理事報酬見直しについて

理事報酬のあり方について再検討すべきとの考えに基づいて「理事報酬検討委員会」が任命され4回にわたって検討会議を開催してきました。その結果役員全般については引き続き無報酬とすることが妥当であるが理事長職についてのみ年額で10～50万円の範囲内で報酬を支給できるようにすることが望ましいとの提言がまとめられました。併せて役員の会議への出席等に当たっての費用弁償を額はこれまで通りの1回につき2,000円とする一方支給を確実にを行うよう運用を見直すことも提言されました。